

2017年10月16日

2017年度 在中国日系企業における営業秘密流出防止支援事業

事業概要・応募要領

日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、「在中国日系企業における営業秘密流出防止支援事業」を下記のとおり実施します。

記

1. 事業目的

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を守ることは極めて重要です。とりわけ海外拠点では営業秘密の保護を図るためには、限られた人的資源や予算制約のあるなかで、異なる商習慣や高い人的流動性、取引先の管理体制の相違等に考慮して対応する必要があります。

本事業は、日本企業の中国現地法人における営業秘密管理体制導入の促進を目的とし、中国現地法人にて専門家による各種コンサルテーションや社員向けの研修を実施します。また、広く導入事例を公表し、日本企業におけるナレッジの共有を図ります。

2. 事業概要

「専門家による管理職向けコンサルテーション」と「専門家による管理職・社員向け研修」2種類のサービスを提供します。また、コンサルテーションと研修の終了後にフォローアップ面談を行います。

なお、本事業終了後（営業秘密管理体制導入後）に、ジェトロのホームページ等を通じてサービス利用事例を紹介させていただく可能性がございます。

（A）専門家による管理職向けコンサルテーション（必須）

営業秘密管理体制の導入を図る中国現地法人の管理職の方を対象に、営業秘密の特定や管理状況のチェックから、社内規定や管理体制の導入に至るまでを、ジェトロがリテイニングしている専門家（中国現地の法律事務所等）より、コンサルテーションサービスを無料にて提供します。コンサルテーション可能な項目は、別紙「中国現地法人における営業秘密流出防止支援事業 ジェトロの提供するサービス内容」を参照ください。

（B）専門家による管理職・社員向け研修（任意）

ジェトロがリテインしている専門家より、営業秘密の重要性や法的責任等について、社内向けの研修を実施します。会場や（研修対象者へ配布を希望する場合の）当日の研修資料印刷は、各社にてご準備をお願いします。

3. 応募条件

- ・（日本国内の法人の場合）中国（香港を除く）に現地法人・工場を有する日本企業であること（※）。
- ・（中国の法人の場合）日本企業の出資を受けている中国の現地法人であること（※）。
- ・営業秘密管理体制の整備に積極的に取り組む意思があること。
- ・事業終了後、ジェトロホームページなどでの本事業の広報（事例紹介など）に協力することに同意すること。
- ・過去に本事業を利用したことがないこと。

※ 駐在員事務所（代表処）は支援対象外となりますのでご了承ください。

- ・ジェトロ HP にて担当者様のお客様情報を登録済みであること。

（登録用 URL）<https://www.jetro.go.jp/events/inform/>

4. 支援時間・期間

- ・1社あたりの専門家派遣時間は10時間までとします（フォローアップ面談および専門家の出張に要する時間は含みません）。
- ・支援期間は採択後～2018年1月31日（水）までとします。

5. お申し込みから、採択、サービス提供までの流れ

（お申し込み）

所定の申請書に必要事項を記入、押印のうえ、ジェトロ知的財産課宛てに PDF ファイルをメールにてご提出ください（申込締切：2017年11月10日（金）17時（日本時間）必着）。また、申請書原本の郵送先については、メール受領後にご連絡させていただきます。

（採択について）

「申込書」受領後、ジェトロより受領確認のご連絡をいたします。その後、お電話等にて営業秘密管理体制導入の検討状況等をお伺いし、申請要件を満たしているかなどの審査を行ったうえで、改めて採否のご連絡をいたします。採択件数は10件程度となる見込みです。なお、お申し込み順に審査を進め、順次採択します。上記受付期間にかかわらず予定採択件数に達した時点でお申し込みを締め切りますので、お早めにお申し込みください。

（サービス提供までの流れ）

採択後、リテイン専門家よりご連絡のうえ「ジェトロの提供するサービス内容」を基に本

事業のサービス内容を説明させていただきますので、専門家と協議のうえ依頼内容の選定と、想定される必要時間数の確認をお願い致します。その後、本事業の利用者、ジェトロ、専門家にて、サービス内容の詳細及び実施時期を確定のうえ実施します。

6. 費用

本事業に基づきジェトロが提供するサービスについては無料です。その他、各社にて営業秘密を導入するにあたり必要となる社内措置や周知等にかかる費用については、各社にてご負担をお願いします。

7. お問い合わせ・お申込み先

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産・イノベーション部 知的財産課（担当：小野、江田）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

電話番号 03-3582-5198

Email: CHIZAI@jetro.go.jp

以上

「中国現地法人における営業秘密流出防止支援事業」
ジェトロの提供するサービス内容（例）

(A) 専門家によるコンサルテーション

1 営業秘密情報の特定・管理体制や漏えいリスクの確認

□ 営業秘密の特定

・ 重要な情報の確認

経営情報（価格、顧客リスト、事業計画等）

技術情報（製造技術等）

（保有形態の確認）

紙媒体

情報媒体（PC・サーバー・USB）

従業員の保有情報・ノウハウ

製造設備や商品・試作品に化体された情報

・ 営業秘密の特定

非公知性要件からの検証

有用性要件からの検証

秘密管理性要件からの検証

・ 営業秘密に該当しない情報の特定

営業秘密に該当しない重要な社内情報

権利化すべき情報

先使用权を主張すべく準備が必要な情報

□ 管理方針や体制、管理状況に関する確認

・ 管理方針

基本方針やマニュアルの有無

情報管理部門・責任者の有無

・ 物理的・技術的管理状況

社内・所内での物理的管理状況の確認

（秘密表示、分離保管、持ち出し・複製の制限、廃棄等）

情報媒体等の管理状況の確認

(PC セキュリティー、アクセス権、パスワード等)

- ・ 人的管理状況
 - 従業員・派遣従業員・転入者等（採用時・在席時・退職時）の管理状況（雇用契約、就業規則、秘密保持契約、協業忌避義務契約、誓約書等）
- ・ 社外（関連会社・取引先等）に関する管理体制
 - 外部提供情報の確認
 - 取引先における管理体制の確認
 - 取引先との契約内容の確認（契約書、秘密保持義務条項、監査に関する合意等）
- 情報漏えいリスクのアセスメント
 - ・ 漏えいの可能性
 - ・ 漏えい時の被害の度合い・影響の検証
 - ・ 導入すべき営業秘密保護体制・措置の提案

-2 営業秘密流出防止策の導入

- 社内体制の整備
 - ・ 社内ルールの作成
 - ・ 情報の管理体制の整備（分割保管、アクセス可能人員の制限等）
 - ・ 従業員に関する制度の整備（秘密保持契約、競業忌避義務契約等）
 - ・ 情報セキュリティ・システムに関する整備
- 社外に関する管理体制の整備
 - ・ 外部提供情報の管理等社内体制の整備
 - ・ 関連会社・取引先等に関する管理体制・契約等の見直し
 - ・ 研究開発の委託先（共同研究含む）に関する管理体制・契約等の見直し
- 訴訟対策（事前準備）
 - ・ 備えておくべき証拠の準備
 - ・ 先使用権の確保（公証保全・タイムスタンプ等）
- 他社の営業秘密の混入防止（※流入対策）

(B) 専門家による管理職・社員向け研修（日本語・中国語）（予定）

<内容>	<対象>
(1) 営業秘密の概要	管理職、従業員
(2) 関連法（不正競争法、労働法、刑法等）の解説	管理職、従業員
(3) 中国における営業秘密漏えい事件（判例）の紹介	管理職、従業員
(4) 営業秘密流出リスクと従業員にかかる責任	従業員
(5) 社外取引・転職時の営業秘密にかかる留意点	従業員
(6) 会社のとるべき営業秘密管理措置（社内体制の整備）	管理職
(7) 会社のとるべき営業秘密管理措置（社外に関する管理体制の整備）	管理職
(8) 会社のとるべき営業秘密管理措置（訴訟対策・先使用権の確保）	管理職
(9) 会社のとるべき営業秘密管理措置（他社の営業秘密の混入防止）	管理職
(10) 営業秘密保護措置の導入に関する社内説明会（代理説明）	従業員

以上

※ジェットロガリテインする専門家との協議の結果、上記の内容が変更となる可能性があります。